

令和5年 9月 4日

契 約 締 結 前 交 付 書 面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面には大切なことが書かれています。よくお読みください。

商 号	株式会社エフ・ポート
住 所	〒760-0023 香川県高松市寿町1丁目4-3 高松中央通りビル2F
電話番号	087-802-1786
金融商品取引業者	当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、 登録番号は次のとおりです。 四国財務局長（金商） 第24号

1. 投資顧問契約の概要

- (1) 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- (2) 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

2. 報酬等について

- (1) コース区分による助言
当社は、顧客との投資顧問契約に基づき、国内株式・FX取引（外国為替証拠金取引）にかかる投資判断に関して助言を行います。

イ. 投資助言業務の方法及び内容

助言は、以下の会員区分に従って行います。

ただし、新規入会時ロイヤルコースへの直接入会は原則認めません。ロイヤルコースは入会后1か月経過以後からコース変更で会員となることができます。

<会員区分>

会員区分	報酬額／税込	助言の方法等
FCC スタンダード コース	初月 121,000 円 2 か月目以降 月額 11,000 円	当社会員専用ページ(オンクラス)にて、株式投資等の運用及び資産形成に取り組む上で必要な知識(基礎用語類等)や取引をする上で必要な知識(注文方法やテクニカル分析、ファンダメンタル分析等)を当社投資分析室(分析室長兼投資助言責任者：川崎俊和、FX 担当：藤田晃輔)が厳選した必要な知識に関する電子テキスト教材を発行する。 国内株式等にかかる各市場の見通しや当社投資分析室の独自分析に基づき収益が見込まれる推奨銘柄・ポジションを Discord にて配信する。 ※推奨銘柄の動向に関する配信は、毎営業日(年末・年始及び休祭日除く)ごとに行う。
FCC アドバンス コース	初月 341,000 円 2 か月目以降 月額 11,000 円	当社会員専用ページ(オンクラス)にて、株式投資等の運用及び資産形成に取り組む上で必要な知識(基礎用語類等)や取引をする上で必要な知識(注文方法やテクニカル分析、ファンダメンタル分析等)を当社投資分析室(分析室長兼投資助言責任者：川崎俊和、FX 担当：藤田晃輔)が厳選した必要な知識に関する電子テキスト教材を発行し、当社独自の分析手法や投資判断などの知識に関する動画教材の配信を月に 3 回以上行う。 国内株式等にかかる各市場の見通しや、当社投資分析室の独自分析に基づき収益が見込まれる推奨銘柄・ポジションを Discord にて配信する。 ※推奨銘柄・ポジションの動向に関する配信は、毎営業日(年末・年始及び休祭日除く)ごとに行う。 ※契約期間中は、提供した推奨銘柄・ポジション及び取引に関して公式 LINE で質問を受け付け、動画教材内にて回答を行う。
FCC プレミアム コース	初月 561,000 円 2 か月目以降 月額 11,000 円	当社会員専用ページ(オンクラス)にて、株式投資等の運用及び資産形成に取り組む上で必要な知識(基礎用語類等)や取引をする上で必要な知識(注文方法やテクニカル分析、ファンダメンタル分析等)を当社投資分析室(分析室長兼投資助言責任者：川崎俊和、FX 担当：藤田晃輔)が厳選した必要な知識に関する電子テキスト教材を発行し、当社独自の分析手法や投資判断の知識に関する動画教材の配信を月に 3 回以上行う。また、様々な社会情勢や注目銘柄に対する当社投資分析室(分析室長兼投資助言責任者：川崎俊和、FX 担当：藤田晃輔)の考察な

		どに関するオンラインセミナーを月に3回以上開催する。オンラインセミナーは録画をし、アーカイブ配信も行う。 国内株式等にかかる各市場の見通しや当社投資分析室の独自分析に基づき収益が見込まれる推奨銘柄・ポジションをDiscordにて配信する。 ※推奨銘柄・ポジションの動向に関する配信は、毎営業日（年末・年始及び休祭日除く）ごとに行う。 ※契約期間中は、提供した推奨銘柄・ポジション及び取引に関して公式LINEで質問を受け付け、動画教材内にて回答を行う。また、チャット又はオンラインセミナー内で、会員からの質疑に対して当社投資分析室（分析室長兼投資助言責任者：川崎俊和、FX担当：藤田晃輔）が直接回答を行う。
FCC ロイヤル コース	初月 1,331,000 円 2 か月目以降 月額 11,000 円	当社会員専用ページ(オンクラス)にて、株式投資等の運用及び資産形成に取り組む上で必要な知識(基礎用語類等)や取引をする上で必要な知識(注文方法やテクニカル分析、ファンダメンタル分析等)を当社投資分析室（分析室長兼投資助言責任者：川崎俊和、FX 担当：藤田晃輔）が厳選した必要な知識に関する電子テキスト教材を発行し、当社独自の分析手法や投資判断の知識に関する動画教材の配信を月に3回以上行う。また、様々な社会情勢や注目銘柄に対する当社投資分析室（分析室長兼投資助言責任者：川崎俊和、FX 担当：藤田晃輔）の考察などに関するオンラインセミナーを月に3回以上開催する。オンラインセミナーは録画をし、アーカイブ配信も行う。 国内株式等にかかる各市場の見通しや当社投資分析室の独自分析に基づき収益が見込まれる推奨銘柄・ポジション、また、将来収益が見込めそうな銘柄・ポジションを見つける方法や注目、上昇中銘柄に対する独自の検証をDiscordにて配信する。 ※推奨銘柄の動向に関する配信は、毎営業日（年末・年始及び休祭日除く）ごとに行う。 ※契約期間中は、提供した推奨銘柄・ポジション及び取引に関して公式LINEで質問を受け付け、動画教材内にて回答を行う。また、チャット及びオンラインセミナー内で、会員からの質疑に対して当社投資分析室（分析室長兼投資助言責任者：川崎俊和、FX 担当：藤田晃輔）が直接回答を行う。

ロ. 報酬体系

上記＜会員区分＞に従って、月額報酬額が発生します。

ハ. 契約締結前書面、契約締結時書面、投資顧問契約書の交付方法

契約締結前書面は HP 上で常時公開します。入会申込時に同書面を閲覧したか否かをチェック欄で確認し、チェックがある場合に契約に進めることとします。契約締結時書面及び投資顧問契約書は契約と同時に交付するものとし、原則、電子メールを利用した電子契約書による方法とします。

ニ. 契約期間

契約期間は 1 か月単位とします。顧客又は当社のいずれかからの書面又は電子メール等の電磁的方法による本契約終了の申し出がない限り、本契約内容と同一条件にて 1 か月ずつ自動更新されるものとします。ただし、更新後の報酬額については 2 か月目以降の報酬額（月額 11,000 円）を適用するものとします。

ホ. 報酬の支払い時期及び支払い方法

報酬は前払いとし、契約締結時までに支払うものとします。

※初月報酬の支払い方法は、クレジットカード決済又は銀行振込とし、アドバンスコース以上の会員区分にて会員が入会を希望する場合、協議の上で分割決済を認める場合があります。分割回数の上限を 10 回とし、分割決済に遅れが出た場合、残りの金額を一括で支払うものとします。2 か月目以降の報酬の支払い方法は、原則クレジットカード決済とします。ただし、会員が希望し当社が認めた場合は銀行振込とすることがあります。銀行振込の際の振込手数料は会員が負担するものとします。

※当社指定の支払時期迄に支払が確認できない場合（クレジットカード会社によるクレジットカード利用承認が得られない場合も含む）、当社の助言サービスを提供できない場合があります。

ヘ. 契約途中での会員区分の変更

契約期間途中でコース区分の変更を希望する場合で、かつ変更後のコースの初月報酬額が変更前のコースの初月報酬額より高い場合は、初月報酬額の差額をいただくことで会員区分の変更ができます。

ト. 休会について

契約は顧客からの申し出により特例として停止（以下、「休会」という）することができます。休会中は更新される新たな情報や動画、チャットでの質問又はオンラインセミナーなどのサービスが受けられなくなります。そのため、休会期間内は 1 か月毎の報酬は免除となります（但し、休会の期間は最長で 1 年とします）。

休会は顧客からの申し出により解除することができます。その場合、新たに初月報酬を支払う必要はなく、1 か月毎の報酬の支払いのみとなります。

3. 有価証券等に係るリスク

この投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

①株式

価格変動リスク:株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク:市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

②外国為替証拠金取引(FX)

外国為替証拠金取引は外国為替レート、金利の変動や各国の金融政策等により損害を被るリスクがあります。委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、損失の額が証拠金の額を上回る(元本超過損が生じる)ことがあります。また、市場環境によっては値幅制限などにより売買ができず、委託証拠金を割り込むこと、損失の額が委託証拠金の額を上回ることもあります。

③信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る(元本超過損が生じる)ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

4.クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、以下のとおりです。

(1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ① お客様は、契約締結時交付書面(電磁的方法による場合を含む。以下同じ。)を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面又は電磁的方法(電子メール等)による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様が書面又は電磁的方法(電子メール等)により、解除の意思表示を発した日となります。
- ③ 契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとします。
 - ・本契約に基づく助言を行っていない場合:投資顧問契約締結のために通常要する費用(封筒代、通信費等)相当額をいただきます。
 - ・本契約に基づく助言を行っている場合:日割り計算した報酬額(契約期間に対応する

報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。)をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の5営業日前までの書面または電磁的方法による意思表示で契約を解除できます。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。)をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

5.租税の概要

お客様が有価証券等の売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

6.投資顧問契約の終了の事由

この投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- (1) 契約期間の満了（契約を更新した場合を除きます。）
- (2) クーリング・オフまたはクーリング・オフ期間経過後において、お客様から契約の解除の申し出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用をご覧ください。）
- (3) 当社が投資助言業を廃業したとき

7.禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- (1) ①顧客を相手方として又は顧客のために以下のことを行うこと
 - ・有価証券の売買、市場デリバティブ取引または外国市場デリバティブ取引
 - ・有価証券の売買、市場デリバティブ取引または外国市場デリバティブ取引の媒介、取次または代理。
 - ②次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - ③店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
-
- (2) 当社が、いかなる名目によるかを問わず、顧客からの金銭、有価証券の預託を受け、または当社と密接な関係がある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること。

- (3) 顧客への金銭、有価証券の貸付、または顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付の媒介、取次、または代理を行うこと。

8. 当社の概要等

- (1) 資本金 1 0 0 0 万円
- (2) 役員の氏名 代表取締役 山口 雅史
取締役 川崎 俊和
- (3) 主要株主 内藤 祐也 1 0 0 %
- (4) 分析者・投資判断者 山口 雅史・川崎 俊和・藤田 晃輔
- (5) 助言者 山口 雅史・川崎 俊和・藤田 晃輔
- (6) 当社への連絡方法および苦情等の申出先
電 話 0 8 7 - 8 0 2 - 1 7 8 6
FAX 0 5 0 - 3 1 6 4 - 3 3 9 0
メールアドレス info@f-port.jp

- (7) 当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。また、四国財務局で当社の登録簿を自由にご覧になれます。

9. 苦情処理について

- (1) 当社は「苦情・紛争等処理規程」を定め、お客様からの苦情等のお申し出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。当社の苦情等の申出先は、上記 8. (6) の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりとなります。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案の提示・解決

- (2) (1) により苦情の解決を図るほか、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からの苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体を利用される場合には、次の連絡先までお申し出ください。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（略称：フィンマック）
電話 0 1 2 0 - 6 4 - 5 0 0 5（フリーダイヤル）

- (3) 証券・金融商品あっせん相談センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは同センターにお問い合わせください。

- ① お客様からの苦情の申し立て
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ

③ お客様と会員業者との話し合いと解決

10.紛争解決措置について

- (1) 当社は、上記の特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続きが行われます。当社との紛争解決のため、同センターをご利用になる場合は、9.に記載の連絡先にお申し出ください。
- (2) 同センターが行うあっせん手続きの標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにお問い合わせください。
- ① お客様からのあっせん申立書の提出
 - ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
 - ③ お客様のあっせん申立金の納入
 - ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
 - ⑤ あっせん案の提示、受諾

11. 他に行っている事業

該当なし